

防衛大学校達第 9 号

評議会の組織及び運営に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 60 号）
第 4 条の規定に基き、評議会の運営に関する達を次のとおり定める。

昭和 30 年 9 月 15 日

防衛大学校長 榎 智 雄

評議会の運営に関する達

改正 昭和 32 年 2 月 13 日防衛大学校達第 1 号 昭和 41 年 8 月 3 日防衛大学校達第 6 号
平成 12 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号

（会議）

第 1 条 防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、原則として隔月
第 3 火曜日（その日が休日にあたる場合又は教授会が行なわれる場合
は、第 4 火曜日）に、評議会の会議を招集する。

2 学校長は、必要があると認める場合、臨時に評議会の会議を招集す
るものとする。

（定足数）

第 2 条 評議会は、原則として評議員の 3 分の 2 以上の出席があるとき、
会議を開くものとする。

（評議員以外の者の発言）

第 3 条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を評議会
の会議に出席させ、議長の指定する事項について説明を求め、又は意
見を述べさせることができる。

（評議会の庶務）

第 4 条 評議会の庶務は、総務課において処理するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和 30 年 9 月 15 日から施行する。
- 2 評議会の運営に関する達（昭和 30 年防衛大学校達第 1 号）は、廃止する。

附 則（昭和 32 年 2 月 13 日防衛大学校達第 1 号）

この達は、昭和 32 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 8 月 3 日防衛大学校達第 6 号）

この達は、昭和 41 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号） 抄

- 1 この達は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。